

# 大國小学校いじめ防止基本方針



平成30年6月改訂

## はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。本校においても「いじめ対策委員会」を設置し、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に組織でこれに対処し、さらにその再発防止に努めることとする。

とりわけ「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体をとおして、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要があることから、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）13条<※1>の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

# 1 いじめ防止に関する基本的な考え

## 1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場を尊重しなければならない。

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ア) 冷やかしかからかい
- イ) 悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ウ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- エ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- オ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- カ) 金品をたかられる
- キ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ク) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ケ) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

## 2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止等の対策は、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」「いじめは、どの学校でもどの子にも起こり得る」という全職員の共通認識のもと、本校に在籍する全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わずいじめを見逃さないために、いじめが与えるあらゆる影響について十分理解させると共に、日常からいじめを生み出さない学級づくりや学校体制を構築し、いじめの未然防止を積極的に取り組むよう心がけなければならない。

<国の方針> 「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）」より

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ等の対策はいじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが徳治重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

<県の方針> 「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針（山梨県・山梨県教育委員会）」より

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめは、様々な態様があり、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいことを踏まえ、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認知しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

<市の方針> 「甲府市いじめ防止基本方針」（甲府市・甲府市教育委員会）より

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。いじめの防止等のための対策は、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止対策等は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

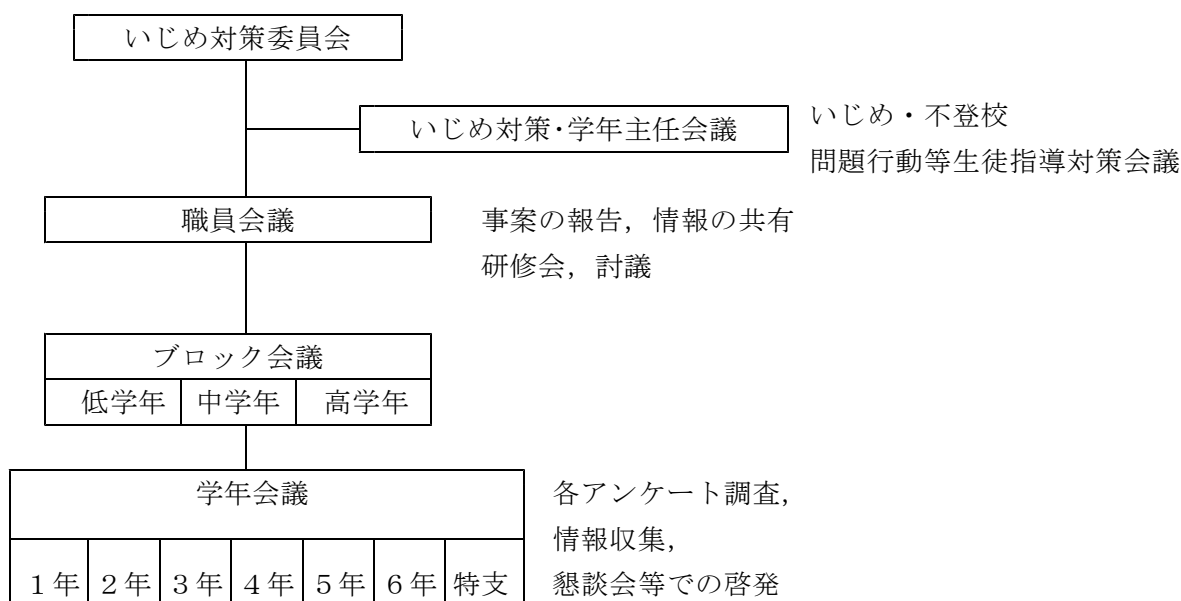
いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しなければならない。この視点に立ったとき、いじめの防止対策は、治療的な関わりだけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり、安全安心な学校づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で児童生徒の人間性をはぐくみ、思い遣る心の育成を図り、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 2 いじめ対策の組織

### 1) 組織

いじめ防止対策推進法第22条<※3>に規定されているように、「いじめ問題」への組織的な取組を推進するためには、以下の「いじめ対策委員会」と「いじめ対策・学年主任会議」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

#### 1 いじめ対策委員会の組織図



#### 2 「いじめ対策委員会」「いじめ対策・学年主任会議」の構成員

- ・いじめ対策委員会…校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学校評議員  
(非常勤) スクールカウンセラー
- ・いじめ対策・学年主任会議…校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，学年主任  
(非常勤) スクールカウンセラー，学校評議員等

#### 3 「いじめ対策委員会」「いじめ対策・学年主任会議」の役割

いじめの未然防止から、いじめ事案への対応に至る直接的な事柄だけでなく、教職員の資質能力向上のための校内研修や教育課程に位置づけられて行われる取組の企画や実施、さらには計画どおり進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証、ひいては「学校基本方針」の見直しについても行う。定例のいじめ対策・学年主任会議は、毎月行う。

- (1) 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施，進捗状況の確認，定期的検証
- (2) 教職員の共通理解と意識啓発
- (3) 児童や保護者，地域に対する情報発信と意識啓発，意見聴取
- (4) 個別面談や相談の受け入れ，及びその集約
- (5) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

(6) 発見されたいじめ事案への対応

(7) 重大事態への対応

＜※3＞いじめ防止対策推進法 第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

## 3 未然防止の取組

### 1) いじめの未然防止に関する基本的な考え

「暴力を伴わないいじめ」に関しては、ほとんどすべての児童が被害者としてばかりではなく、加害者としても巻き込まれ、同じ年度の中でさえ児童が入れ替わりながら次々に経験することが、国立教育政策研究所の調査でわかっている。「目に付きにくい」ことの多い「暴力を伴わないいじめ」の場合、発見してから対応する、発見を第一に取り組むという姿勢では、手遅れになることが少なくない。つまり、あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も合理的で最も有効な対策となる。いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。

未然防止の基本は、すべての児童が好ましい人間関係を築き、安心・安全に学校生活を送ることができ、確かな学力と豊かな心を育て、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。すべての子どもが活躍できる場面を作り出す視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずである。「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出していくことが未然防止の基本となる。

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。

### 2) いじめを未然に防止するための方策

① 児童の「居場所づくり」「絆づくり」を行い、よりよい集団づくりを行う。

学校・学級が児童にとっての「居場所づくり」を意図的に行うことが重要である。「居場所づくり」とは、文字通り、学級や学年、学校を児童の『心の居場所』となるように教職員が取り組み、児童が安心して過ごすことのできる場所にする必要がある。

また、「絆づくり」は、お互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりした時に獲得する「自己有用感」を感じる時に結ばれるものである。他者から認められていると感じる子どもは、いたず

らに他者を否定すること攻撃することが減り、反対に他者を認めることができるようになり、いじめめることもなくなるものであることから、教員一人ひとりが「居場所づくり」「絆づくり」を意識した学級づくりに取り組んでいく。

② 道徳教育を充実し、思い遣る心の育成や規範意識の醸成に努める。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実は、思い遣る心を育成し、いじめに向かわせない、自律した人間を育てることができる。また、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する能力を養うことに繋がる。そのために、道徳教育の充実を行い、道徳的実践力の養成に取り組んでいく。

③ 分かる授業、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

「授業が分かる」という実感を持つことは、自己有用感を獲得する絶好の機会である。児童が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間となるため、授業が児童生徒のストレスサーになっていないかをよく吟味し、どの児童も参加し、活躍できる授業改善に努める。

④ 異年齢集団間、異校種間の連携を深める。

同年齢集団の中で生活することの多い児童の場合、「教える」「教えられる」という図式ができ、固定化することが多い。その場合、「教えられる」子どもは、自己有用感を味わう機会が少なくなる。日々の学習を大切に、どの児童にも「活躍できる場」を提供する。

⑤ いじめ問題に対する学校の取組評価をP D C Aサイクルで行い、取組内容の検証を行う。

児童の実態にあった「いじめアンケート」（無記名を原則とする）を作り、年間計画にアンケートの実施を位置づけ、未然防止への取組の検証を行う。児童の実態や保護者のニーズから見えてきた課題や達成目標を常にP D C Aサイクルで見直し、今後の指導に活かす。また、学期末に学期ごとの検証結果を市教育委員会に報告する。

⑥ 全職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。

いじめという行為について教職員が正しく理解することは必要不可欠である。全教職員がいじめについての共通理解を深め、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向き合うことができるように研修を行う。

⑦ 校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、年度の初めの職員会議等で学校基本方針を確認する。

いじめの未然防止，早期発見，早期対応，継続支援について，すべての教職員が共通理解するために，年度の最初にその方策について確認を行う。校長のリーダーシップの下でいじめ対策に取り組みことを確認し，いじめ防止対策のための年間取組計画の作成や実施に当たっての諸注意など全職員の共通理解を深める。

⑧ 職員会議，校内研究などで，教職員の研修を継続的に実施する。

年間を通じて，職員会議等を利用し，いじめの未然防止，早期発見，いじめへの対処について研修を行う。教職員がいじめについて自らの取組評価を行う機会を設ける。

⑨ 行事，会議を精選し，児童生徒と向き合う時間の確保に努める。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われることが多い。いじめの起きにくい集団づくりのためには，児童生徒と向き合う時間の確保に努める必要がある。そのため，学校で行われる行事の見直し，会議・研修の見直し，業務の見直し等を図る。

⑩ 学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え，「日々の連携」（交通安全教室や防犯教室，地域の情報交換など）をするように心がける。

交通安全教室やサーバー犯罪教室などを年間計画に位置づけ，児童の啓発活動を図る一方，警察と定期的に情報交換を行い，情報共有体制を構築する。

⑪ 児童が自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など，自治的活動を支援する。

児童会が中心になって行う「きずなを深める活動」を通して，児童が自ら取り組み，その成果を発表する場を設ける。また，少年議会などで提案された諸活動を近隣の学校と連携する中で取り組めるよう，適切に支援する。

## 4 早期発見の取組

### 1) いじめの早期発見に関する基本的な考え

いじめは早期発見が早期解決につながる。早期発見のために日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで起きており，潜在化しやすいことを認識する必要がある。子どもたちの些細な言動から，小さな変化を敏感に察知し，表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め，いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。そのため，①児

童の些細な変化に気づくこと②気づいた情報を確実に共有すること③（情報に基づき）速やかに対応することが早期発見の基本となる。

日頃から子どもたちが示す変化や危険信号を見逃さないようなアンテナを高く保つようにする。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。

児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するように努める。

## 2) いじめを早期に発見するための方策

① 普段から児童への態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。

児童と直接関わり、指導する中で、生活ノート、個人面談など日々の児童生徒理解を通じて、いじめの早期発見に努める。いじめアンケートなどは、いじめ発見には重要な手段ではあるが、あくまでも補助的なものであることを認識し、校長のリーダーシップの下で対処し、学校をよりよく改善していく当事者として、日々、児童や児童の問題と向き合い、いじめの早期発見に努める。

② いじめを早期発見するために、定期的な調査その他必要な措置を講じる。

速やかに実施・集計のできる「いじめアンケート（仮称）」を定期的実施する。その目的が教師の気づかない（潜在的な）いじめがどの程度起きているのかを把握するものであることを理解し、状況に応じて必要な措置を講じる。「いじめアンケート」は、学期末に学期ごとの調査結果を市教育委員会に報告する。

③ いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できる体制を整備する。

学校生活の時間の中で、児童がいつでもいじめについて相談できる体制を整備する。学校の実情、時間帯に応じて、保健室や学習室などでいじめ相談を受けることができることを児童に周知し、安心・安全を確保できる体制を整備し、速やかにいじめを認知し対応する。また、相談できる機関等についても広く広報する。

# 5 いじめへの対処

## 1) いじめの対処に関する基本的な考え

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。被害児童を守りとおすとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。



教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

## 2) いじめに対処するための方策

① いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図る。

①事実確認②反省指導③謝罪の会など、全職員がいじめ対応の手順を明確に理解し、全職員で確認しておく。管理職のリーダーシップの下で指導を進め、常に報告・相談を繰り返し、問題の早期解決に当たる。

② いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見されるときは、いじめ対策支援チームに依頼し、解決を図る。

解決が困難なケース、その可能性が予見されるケースがあると判断したときは、ためらうことなく、いじめ対策支援チームに支援を求め、問題の早期解決に当たる。その際、家庭訪問など保護者に直接関わることも含め、早期解決に向けて取組を行う。

③ インターネットなどを介して行われるいじめの解決にして、市教育委員会に関係機関との連携を依頼し、その解決を図る。

SNSなどを介して行われるいじめに対しては、書き込みした児童に削除を求めるほか、掲示板などへの書き込みに対しては、市教育委員会（いじめ防止連携会議）を通して、警察や地方法務局などの関係機関等に連絡・相談して削除を依頼するなど適切な措置を講じます。

④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署、関係機関等と相談して対処する。

学校のいじめ対応を行う組織が加害児童に対して教育上必要な指導を行っているにも関わらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪として取り扱われるべきもの、重大事態と認められる場合は、市教育委員会に連絡し、必要な助言・支援を受け、いじめ事案に対応する。

また、重大事態に対しては、いじめ対策支援チームと連携し、関係機関との連携の下、適切に対応する。加害児童に対しては、校長の判断の下に別室指導をさせたり、教育委員会の責任と権限において出席停止の措置を取るなど「被害児童を守る」「いじめは絶対に許さない」という姿勢で対応する。

⑤ 加害児童、被害児童の保護者に対して十分な説明、指導を行う。

被害児童及びその保護者の相談には真摯に傾聴し、失いつつある自尊感情を高めるよう留意しな

がら、徹底して守り通すことや秘密を守ることなど、できる限り不安を除去するとともに被害児童の見守りなど当該児童の安全を確保する。

一方、加害児童とその保護者には事実関係を聴取し、保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

#### ⑥ いじめが起きた集団への働きかけを行う。

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる必要がある。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやしたてるなど同調した児童に対してはそれらの行為がいじめに加担した行為であることを理解させなければならない。また、学級全体で話し合わせるなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように努める。

## 6 その他の留意事項

### 1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効のないいじめの問題の解決に資することが期待される。

加えて、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

### 2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。

### 3 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

#### **4 学校評価**

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

#### **5 地域や家庭との連携について**

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 7 いじめ対策年間指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

| 月  | 会 議      | 防止対策        | 早期発見     |
|----|----------|-------------|----------|
| 4  | 学年総会     |             |          |
| 5  | P T A 総会 | (Q-U検査)     | 家庭訪問     |
| 6  | 学級懇談会    |             | いじめアンケート |
| 7  | いじめ対策委員会 | 携帯安全<br>教室等 |          |
| 8  |          | 校内教員<br>研修  |          |
| 9  |          |             |          |
| 10 | 学級懇談会    |             |          |
| 11 |          |             | いじめアンケート |
| 12 | いじめ対策委員会 | (Q-U検査)     | 個別懇談会    |
| 1  |          |             |          |
| 2  | 学年総会     |             | いじめアンケート |
| 3  | いじめ対策委員会 |             |          |

|                 |                   |             |                              |                 |
|-----------------|-------------------|-------------|------------------------------|-----------------|
| 事案発生時に緊急対応会議の開催 | 毎月定例のいじめ対策・学年主任会議 | 児童会活動を通じた取組 | ソーシャルスキルトレーニング・学級づくり・人間関係づくり | スクールカウンセラーとの面談等 |
|-----------------|-------------------|-------------|------------------------------|-----------------|